確認表

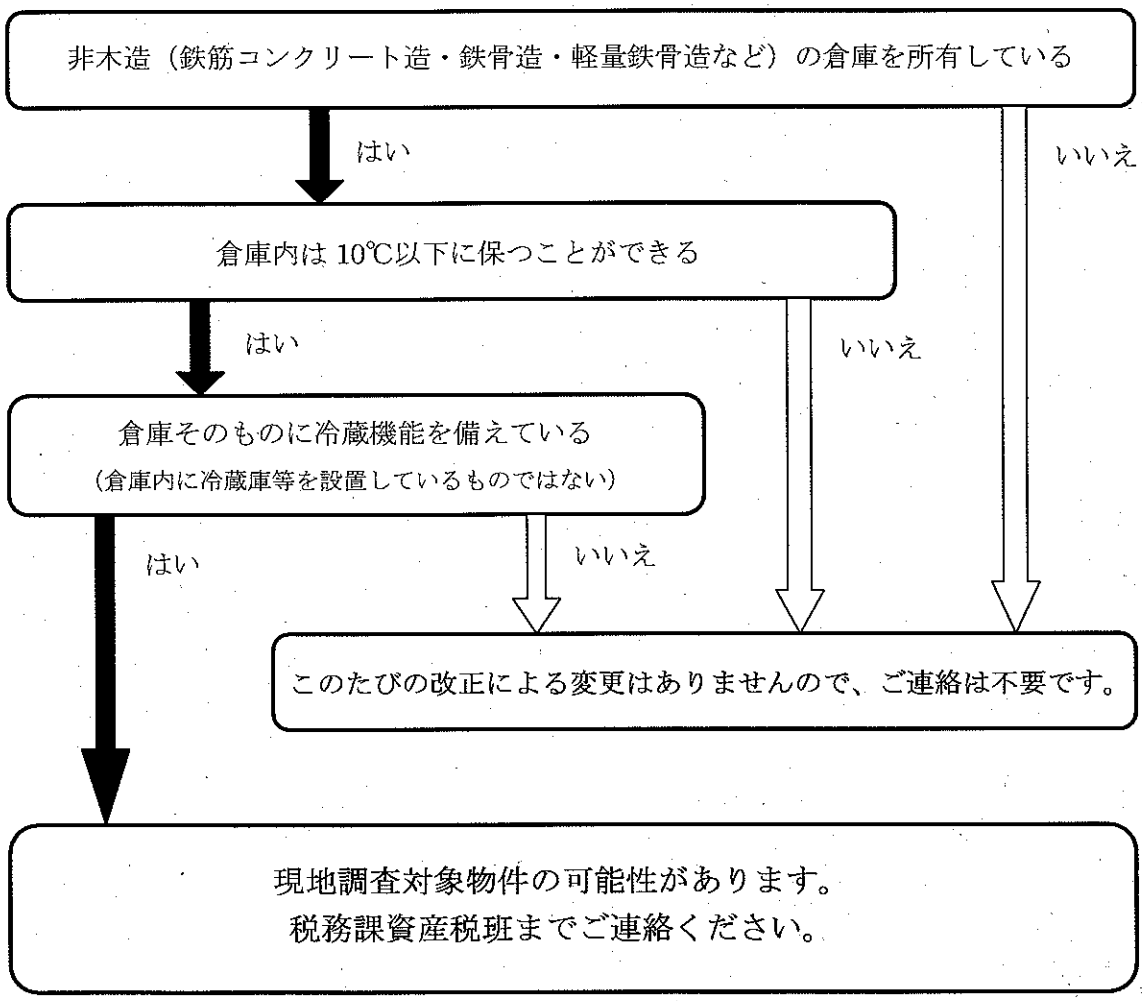

Q&A

Q 変更される内容を教えてください。

A これまで非木造の冷蔵倉庫（保管温度が 10℃以下に保たれる倉庫）については一般の倉庫と同じ取扱とされていましたが、平成 24 年度からは一般の倉庫に比べて家屋の評価額が早く減少する計算が適用されることになります。

Q 該当した場合、何を調査するのですか？

A 所有されている非木造の倉庫が、「保管温度が 10℃以下に保たれる倉庫」であるかを確認します。その際は冷蔵能力が分かる書類（冷蔵施設明細書や冷蔵装置の取扱説明書など）のご準備をお願いします。